

4－7．充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1) ー①充電設備設置工事費		
<u>ア．基礎・据付 工事【A1】</u>	<p>充電設備本体等を固定する基礎および据付工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎工事にかかる材料費、労務費 （コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定、ビス等で固定） ●据付にかかる材料費、労務費 ●充電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。） <p>※屋根または小屋や防護用部材の基礎が充電設備と一体型（同じ基礎）の場合は、この項目に屋根または小屋の基礎工事にかかる費用を計上してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備等の基礎コンクリート強度試験
<u>イ．搬入・運搬 工事【A2】</u>	<p>充電設備本体等を搬入・運搬する費用の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設置場所までの搬入、運搬費の一部 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1)－②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）</u>		
<u>電気配線工事</u> <u>【A3】</u>	<p>充電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <p>●充電設備専用のケーブル、アース線（幹線含む。）の部材費、労務費</p> <p>【補足説明】</p> <p>・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）等の電気配線工事は、それぞれ該当する工事項目に申告してください。</p>	<p>・案内板（内照式）、付帯設備（電灯）で使用する配線ケーブル</p>
<u>通信線工事</u> <u>【A3】</u>	<p>高機能充電設備等で必要な通信線工事の申告</p> <p>●通信線の配線工事にかかる部材費、労務費</p>	<p>・通信用のWi-Fiユニット等</p>
<u>配管工事</u> <u>【A3】</u>	<p>電気配線工事のケーブル、アース線の保護等に必要配管工事の申告</p> <p>●配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費</p>	<p>・将来用の配管部材等</p>
<u>ブレーカー工事</u> <u>【A3】</u>	<p>充電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー工事の申告</p> <p>●ブレーカー設置にかかる部材費、労務費</p> <p>【補足説明】</p> <p>・高圧受変電設備の区分開閉器は、 （1）－③高圧受変電設備設置工事費に申告してください。</p>	<p>・充電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー（電灯用のブレーカー等）</p>

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1)－②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）</u>		
<u>開閉器盤設置工 事【A3】</u>	<p>ブレーカー等を収納するための盤の筐体を申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ●自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備等専用以外の用途（設備負荷）がある開閉器盤 ・過大なサイズの開閉器盤
<u>掘削・埋設工事 【A3】</u>	<p>配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アスファルトや土、砂利等の材料費 ●掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ●掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる充電設備等以外が含まれる場合の掘削、埋設工事。ただし、将来用の充電設備配管でセンターが合理的と判断した場合は除く。 ・駐車スペースのアスファルト舗装
<u>建柱工事 【A3】</u>	<p>引込や架空配線をするために必要な電柱工事の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電柱設置にかかる部材費、労務費 ●装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ●柱の搬入、運搬費 ●高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる充電設備等専用以外の用途（設備負荷）の配線の中継する柱

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1)－②電気配線工事費（高圧/低圧の配線にかかる申告）</u>		
<u>デマンド工事</u> <u>【A3】</u>	設置する施設等の契約電力を超えないようデマンドを監視し、コントロールする機能をもった機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る ●デマンドコントロールの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費	<ul style="list-style-type: none"> ・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・機能が監視のみ ・申請する充電設備本体以外の制御
<u>課金デバイス工事</u> <u>【A3】</u>	使用料を徴収する機能を持った機器を設置する工事の申告 原則、既製品に限る ●課金デバイスの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費	<ul style="list-style-type: none"> ・別売モニターや外部プリンターなどのオプション ・充電設備本体を改造し、設置すること。
<u>ハンドホール設置工事</u> <u>【A3】</u>	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ●ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ●掘削、埋設工事の材料費、労務費 ●ハンドホールの搬入、運搬費 ●ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費、および回送費（損料含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる充電設備等以外の配線があるハンドホール
<u>その他工事</u> <u>【A3】</u>	充電設備を複数基設置するために必要な工事の申告 ●上記、(1)－②電気配線工事の項目以外で必要な部材、工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・1基の申請の場合は、申告することが出来ません。なお、センターが認めた場合にのみ補助対象経費とします。
<p>※計上項目先番号【A3】には、上記の【A3】工事項目以外にも電気配線の敷設（配線ルートの確保）に関係する工事費を計上することが出来ます。（例：貫通工事、プルボックス、点検口、配管用ブロックなど）</p> <p>ただし、「4－9. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に該当するものは補助対象外となります。</p>		

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
<u>(1)－③高圧受変電設備設置工事費（高圧受変電設備本体および設置にかかる申告）</u>		
③高圧受変電設備設置工事費 【A4】	<p>現在の高圧受変電設備では、設置予定の充電設備を稼働できない場合、充電設備に必要な電力量のみを確保する目的で増設または新設される高圧受変電設備の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労務費 ●高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、労務費 ●主任技術者立会、試験費等にかかる費用 ●フェンスの設置にかかる部材費、労務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・変圧器の交換工事 ・新たに建設予定の施設等で、施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備は、補助対象外となります。 ・充電設備以外への電力供給等、充電設備との関連性が確認できない場合は、補助対象外となります。
	<p>【補足説明】</p> <p>※「増設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受変電設備を設置すること。 ・近接に設置空間がある場合は、近接場所に設置すること。 ・近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、最近接の別の場所に高圧受変電設備を設置すること。 ・充電設備を稼働するために必要な電力量に対応させるために必要な機器、部材等はセンターが合理的と判断した場合のみ対象とする。 <p>※「新設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ利用する高圧受変電設備を設置すること。 ・現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合は、原則、補助対象外とします。ただし、充電設備専用の変圧器がある等、充電設備専用に電力供給がある場合は除く。 	

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1) ー④特別措置に基づく受電工事費		
④特別措置に基 づく受電工事費 【A5】	充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷 地内電力複数契約を可能とする特別措置」 （以下「特別措置」という。）に基づく申請 をした場合に、電力会社が申請者等に請求す る工事負担金の申告 【補足説明】 「特別措置」で電力契約を行い充電設備を設 置する場合は、「5－13. 特別措置にて電 力契約を結び充電設備を設置する申請の場合 （特別措置の申込書、請求書）」を確認して ください。なお、地方公共団体等が入札前に 申請する場合で、申請までに申込書と請求書 が提出できない場合は、センターに報告して ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力会社が発行した 請求書に記載された 負担金以外の費用
(2) 案内板設置工事費		
案内板設置工事 【A6】	充電設備が設置されていることを、公道を走 る電気自動車等の運転者に告知することを目 的とする案内板設置工事の申告 <ul style="list-style-type: none"> ●案内板の設置にかかる部材費、労務費 ●案内板を設置するための基礎工事の材料 費、労務費 【補足説明】 既設案内板がある場合は、既設案内板の寸法 は400mm x 400mm以上であり、その他の案 内板の設置要件を満たしている必要がある。 満たしている場合は、追加の設置は必須とし ない。 満たしていない場合は、新規に設置要件を満 たす案内板を設置すること。	【新設案内板】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公道に面する入口以 外に設置する誘導板 や充電設備の使用方 法を記載した案内板 ・ 特定の充電インフラ 会社等のPR板 ・ 充電設備に関係のな いPR板 ・ ガラスに張付けるシ ート貼付タイプの案 内板 ・ パイロン仕様等の可 動式案内板

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(3)付帯設備設置工事費		
<u>充電スペースの ライン引き【A 7】</u>	充電スペースに新たに引くラインの申告 ●充電スペースのライン引きにかかる材料費、労務費 ●新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はライン消し工事も補助対象とする ●待機スペースのライン引き工事も補助対象とする	・駐車スペースの柵に 関係のないゼブラ線 等
<u>路面表示【A 8】</u>	充電スペース内に設置する「充電場所」であることの視認性を高める路面表示または路面表示および塗装の申告 ●路面表示の設置または路面表示および塗装にかかる部材費、労務費	・充電スペース内の路面塗装のみ
<u>屋根【A9】</u>	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部、メンテナンススペースおよび充電スペースを雨等から保護する屋根の申告 ●屋根の本体費および設置にかかる部材費、労務費 ●屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費	・充電設備本体およびメンテナンススペースを保護していない屋根

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(3)付帯設備設置工事費		
小屋【A10】	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告 ●小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費	<ul style="list-style-type: none"> ・小屋内部に設置されるヒーター等の備品
充電設備防護用部材【A11】	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用部材の申告 ●防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製およびゴム製のポール ・駐車場侵入防止のバリカーやチェーン ・車止め
電灯【A12】	充電設備本体および充電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告 ●電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●電気配線にかかる部材費、労務費	<ul style="list-style-type: none"> ・華美な電灯 ・太陽光発電機で稼働する電灯

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(4)その他、設置工事にかかる費用		
<u>雑材・消耗品、 養生費</u> 【A13】	<ul style="list-style-type: none"> ●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通運搬費や廃材処分費
<u>図面作成費</u> 【A14】	<ul style="list-style-type: none"> ●センターが求める図面の作成にかかる費用 <p>【補足説明】 センターが補助する図面は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所見取図 ・平面図 ・電気系統図 ・配線ルート図 ・単線結線図（高圧受変電設備設置工事費を申告する場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図面等の作成費
<u>レイアウト検討費</u> 【A15】	<ul style="list-style-type: none"> ●設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一式計上ではなく、レイアウト検討にかかった人工数とその単価を記載してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸経費等にかかる費用
<u>電力会社立会・協議費</u> 【A16】	<ul style="list-style-type: none"> ●特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一式計上ではなく、立会や協議にかかる人工数とその単価を記載してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社への申請手続費用 ・特別措置以外の契約等にかかる費用

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(4)その他、設置工事にかかる費用		
安全誘導員費 【A17】	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費 【補足説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・一式計上ではなく、安全誘導にかかる人工数とその単価を記載してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業内の安全対策にかかる費用
停電回避費 【A18】	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事期間中に当該工事のために生じる停電を回避するために必要となる発電機のレンタル費および回送費（損料含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に必要な電源を確保するための発電機等の費用
充電スペース造成費【A19】	<ul style="list-style-type: none"> ●充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 【補足説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請された内容を審査し、センターが認めた場合のみ補助対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の駐車スペースを充電スペース用に工事する費用 ・既に駐車スペースがあり、路面が砂利や土等をアスファルトに舗装する工事費用
現場監督等の労務費【A20】	<ul style="list-style-type: none"> ●現場監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの 【補足説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・一式計上ではなく、現場監督等にかかる人工数とその単価を記載してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費や現場監理費 ・諸経費等の現場監督費、世話役等以外の項目

4－8．充電設備等設置工事の要件

充電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

(1) 基礎・据付工事

- ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する充電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしていること。

(2) 電気配線工事

- ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する電源ケーブルの仕様を満たしていること。

(3) デマンド工事

- ・デマンドの制御機能は、申請する充電設備本体のみとする。
- ・デマンド機器本体は原則、既製品に限る。

(4) 課金デバイス工事

- ・充電設備本体に改造を加えないこと。
- ・課金デバイス機器本体は原則、既製品に限る。

(5) ブレーカー工事

- ・充電設備本体等の性能を担保するブレーカーを設置すること。

(6) 案内板設置工事

- ・設置施設（場所）の公道に面した入口に設置すること。
- ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの。
- ・案内板寸法は500mm x 500mm以上とする。
- ・公道の上下線から視認できる位置および高さに設置すること。
- ・公道に対し、案内板の設置方法は、
 - ①案内板が両面の場合は垂直、
 - ②案内板が片面の場合は平行に設置すること。
- ・地面に埋設等され固定されていること。
- ・高速道路SA・PA等に設置の場合は、高速道路会社等が定める規格・規定に案内板仕様等は準ずるものとする。

(7) ライン引き工事

- ・充電スペースは、幅 2.5m×奥行き 5mの区画を目安とする。

(8) 路面表示工事

- ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの。
- ・寸法は、900mm x 900mm以上とする。
- ・計画した充電スペースの区画内に設置すること。
- ・「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。

※待機スペースとは、充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

(9) 屋根設置工事

- ・屋根の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・小屋との同時申請はできない。

(10) 小屋設置工事

- ・小屋の本体は原則、既製品に限る。
- ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・屋根との同時申請はできない。

(11) 防護用部材設置工事

- ・本体は原則、既製品に限る。
- ・金属製に限る。
- ・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認および了承を得ること。
- ・普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること。

(12) 電灯設置工事

- ・電灯の本体は原則、既製品に限る。
- ・充電設備本体を照らしていること。

4－9. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

- ・ 他用途（申告された充電設備以外）に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告された充電設備以外の工事内容を含んだ工事）
- ・ 充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセント
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・ 既設充電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・ その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・ 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更して充電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
- ・ 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- ・ 写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・ 除雪費等

4－10. ユニバーサルデザインの採用（推奨）

今後、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及が一層進むことをふまえ、充電設備の設置にあたっては、利用者が誰でも操作しやすいよう、ユニバーサルデザインを考慮した設置に努めることを推奨します。

なお、急速充電設備については、CHAdeMO協議会が「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書 7.3」にユニバーサルデザインのガイドを公表しているので参照してください。